

# 介護老人保健施設リバーアイースト運営規定

## (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

### (事業の目的)

第1条 公益財団法人積善会が開設する介護老人保健施設リバーアイースト（以下「当事業所」という。）が行う、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「通所サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が要介護状態等になった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。
- 2 通所サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って当該サービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 通所サービスの運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。
  - 5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設リバーアイースト 通所リハビリテーション  
(2) 開設年月日 平成12年3月1日  
(3) 所在地 神奈川県小田原市永塚344-1  
(4) 電話番号 0465-42-8006 FAX番号 0465-42-8009  
(5) 管理者 松本 正和  
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1452380020号)

### (職員の職種、員数) 及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名  
(2) 医師 1名以上  
(3) 看護職員 1名以上  
(4) 支援相談員 1名以上  
(5) 理学療法士および作業療法士 4名以上  
(6) 介護職員 5名以上

### (従業者の職務内容)

第5条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。  
(2) 医師は、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に

- つとめ、利用者又はその家族に対し適切な指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示を受け利用者の保健衛生並びに看護に関する業務を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、指定居宅支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (5) 理学療法士および作業療法士は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (6) 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助及び送迎を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日を含む)  
(但し、土曜日、日曜日及び年末年始は除く。)
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ 提供時間帯 午前9時00分から午後4時00分。

#### (通所サービスの利用定員)

第7条 通所サービスの利用定員は、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合わせて38名とする。

#### (通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 通所サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

- ①日常生活上の援助  
②健康状態の確認  
③機能回復訓練  
④送迎サービス  
⑤入浴サービス  
⑥食事サービス  
⑦相談、助言等に関する事
- 2 利用料については通所サービスを提供した場合、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービス事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割・2割・3割のいずれかの支払いを受けるもとする。
- 3 食費 別紙料金表のとおり
- 4 オムツ代 別紙料金表のとおり
- 5 オムツ処理費 別紙料金表のとおり
- 6 前各号に掲げるものの他、通所サービスの中で提供されるもののうち、利用者の希望によって日常生活に必要なもの及び特別行事費等の施設が提供した費用は利用者の負担とする。  
別紙料金表のとおり
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けること。

#### (実施地域)

第9条 通常の通所サービスの実施地域は、小田原市・足柄上郡大井町・足柄上郡松田町とする。

#### (身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

#### (褥瘡対策等)

第11条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の為の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。  
また、通所サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。

#### (衛生管理)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (通所サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、サービスの利用に当たって次の事項の留意に努めるものとする。

2 利用者は、通所介護計画に沿った日課を行い、共同生活の秩序を保ち他の利用者及び職員と相互の親睦に努めなければならない。

3 利用者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため協力しなければならない。

4 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ・けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- ・喫煙等を行うこと
- ・施設の秩序、風紀を乱したまは安全衛生を害すること
- ・その他管理者が禁止した行為

5 利用者は、故意または過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、また原状に回復する責任を負わなければならない。

#### (緊急時等における対応方法)

第15条 職員は、通所サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### (非常災害対策)

第16条 当事業所の管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、防火管理者を指名し（消防法第8条）、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水災害に対処する計画を立てる。

2 消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を図り、入所者の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の樹立、避難、救出訓練の実施等の対策及び安全に万全を期す。

#### (避難訓練等)

第17条 当事業所の管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育を徹底する。

2 当事業所は、消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する。又そのうち1回は、夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施する。

3 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民と

の連携を強めておく。

#### (守秘義務)

- 第18条 通所サービスにおける安全と信頼の確保のため職員には守秘義務がある。  
職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

#### (苦情処理)

- 第19条 当事業所は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、苦情対応の窓口として支援相談員と各介護職の役職者を置く。
  - 3 当事業所は、提供した施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 当事業所は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (虐待の防止等)

- 第20条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第22条 当事業所は、職員の質的向上を図るために、研修の機会を提供するものとする。
- 2 当事業所は、通所サービスを行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
  - 3 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
  - 4 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 5 この規定に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、公益財団法人積善会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成13年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成14年 1月 1日から施行する。  
この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成15年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成15年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成18年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。  
この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成28年 9月 1日から施行する。  
この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年10月 1日から施行する。